# 感染症予防及びまん延防止に関する指針

## 1. 感染症対策に関する基本的考え方

感染の予防に留意し、感染症の発生の際には、その速やかな特定、まん延防止に努め早期 に終息を図る事は、通所介護施設にとって重要である。感染予防対策を全職員が把握し、指 針に添った介護が提供できるよう、「感染症予防及びまん延防止に関する指針」を定める。

# 2. 感染症発生及びまん延防止のための委員会

施設内の感染症(食中毒を含む)の発生や発生時の感染拡大を防止するために、感染症対策 委員会を設置する。

## (1) 感染症対策委員会の構成

・委員会のメンバーは次のとおりとし、当該職種で複数の職員がいる場合は、その中から1名 を選任する。なお、メンバーより感染症対策担当者を1名選出する。

施設長

生活相談員

看護職員

介護職員

事務職員

#### (2) 感染症対策委員会の開催

・委員会は半年に1回定期的に開催し、感染症発生時には、必要に応じて随時開催する。

### (3) 感染症対策委員会の役割

- ・委員会は次の事項を行う。
  - ①施設内の具体的な感染対策策定
  - ②施設の指針・マニュアル等作成
  - ③職員への研修および訓練の企画・立案
  - ④感染症発生時の対応と、職員への指示
  - ⑤その他必要な事項

# 3. 感染症予防及び蔓延防止における各職種の役割

- ・感染症の予防及びまん延防止のために、チームケアを行う上で、各職種がその専門性に基 づいて適切な役割を果たすこととする。
  - 施設長 感染症予防およびまん延防止体制に関する総括責任 感染症発生時およびまん延防止の指揮、統括責任
  - -看護職員 かかりつけ医、医療機関、保健所との連携

職員に対するケアの基本手順の教育と周知徹底

利用者の状態把握

衛生管理の指導、予防対策の啓発

-生活相談員 感染症予防、まん延防止対策の指導と実施

利用者・家族およびケアマネジャーへの対応

緊急時連絡体制の整備(利用者・家族・かかりつけ医・ケアマネジャー)

- 介護職員 利用者の状態把握と報告

感染症予防、まん延防止対策の実施

記録の整備

## 4. 平常時の対応

- (1) 施設内の衛生管理
  - ・感染症の予防およびまん延防止のため、施設内の衛生保持に努める。
  - ・日頃から整理整頓を心掛け、換気、清掃・消毒を定期的に実施し、施設内の衛生管理、清 潔の保持に努める。

#### (2) 感染症予防と対策

- ・職員の手洗い、うがいを徹底し、必要に応じてマスクを着用する。また、血液、体液、排泄物、吐しゃ物等を扱う場面では細心の注意を払い、適切な方法で対処する。
- ・利用者の異常の兆候をできるだけ早く発見するために、利用者の健康状態を常に注意深く 観察することに留意する。
- ・日常の予防策および対処法、感染症ごとの予防と対策については、「デイサービスマニュ アル」に従い対応する。

## 5. 感染症発生時の対応

- (1) 発生状況の把握
  - ・感染症が発生した場合や、それが疑われる状況が発生した場合には、感染者の状況を速や かに施設長に報告し、講じた措置を記録する。
  - ・感染者の感染原因や感染ルート、行動の把握など必要な情報収集を行う。

# (2) 感染拡大の防止

- ・感染者が発生したとき、それが疑われる状況が生じたときは、必要に応じて感染者を隔離 し、感染者に直接対応する職員を限定、看護師の指示を仰ぎ施設内の消毒を行う。
- ・別に定める「デイサービスマニュアル」「新型インフルエンザ等対応マニュアル」に従 い、感染防止策を実施する。

### (3) 関係機関との連携

- ・必要に応じ、医療機関への移送、かかりつけ医への連携を行い、適切な医療処置を速やか に受けられるよう対応する。
- ・報告が義務付けられている感染症については、すみやかに保健所へ報告し、指示を仰ぐほか、今後の対応について相談する。
- ・担当のケアマネジャーへ、感染者の状況および対応内容について報告する。

#### (4) 行政への報告

- ・以下の報告基準にのっとり、迅速に市や区の介護保険担当部署に報告する。
  - <報告が必要な場合>
  - -同一の感染症またはそれが疑われる死亡者や重篤患者が、1週間以内に2名以上発生した 場合

- -同一の感染症の患者、それが疑われる者が10名以上または全利用者の半数以上発生した 場合
- -上記以外の場合であっても、各自治体の基準により報告が必要な場合、または通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

# (5) 社内報告

・適宜、状況を企画総務部に報告し対応を進めるとともに、RC委員会にて報告する。

#### 6. 感染症関連マニュアル

- ・以下に掲げる感染症関連マニュアルは職員に周知徹底し、最新の知見に対応するよう定期 的に見直すものとし、必要に応じて、企画総務部に改定を進言する。
  - ーデイサービスマニュアル(25. 感染症について~29. 感染症関係法令)
  - 新型インフルエンザ等対応マニュアル
- ・これらの感染症関連マニュアルに沿って、手洗いの徹底、設備・機器の消毒など感染対策 に努める。

### 7. 職員研修および訓練

- (1) 職員研修
  - ・感染症対策の基本的な考え方及び具体的対策について、全職員を対象として周知徹底を図 ることを目的に実施する。
  - ・職員研修は年1回開催し、出席できなかった職員には資料配布・内容の伝達等により周知を 図る。また、必要に応じて随時開催する。

### (2) 訓練

- ・実際に感染症が発生した際に迅速に行動できるよう、発生時の具体的な対応、役割分担、 感染対策をしたうえでの介助法などを確認、シミュレーションすることを目的に実施す る。
- ・訓練は年1回、定期的に実施する。

## 8. その他

# (1)閲覧

・「感染症予防及びまん延防止に関する指針」は、当施設の事務所に掲示するとともに、ホームページに掲載し、いつでも自由に閲覧することができるようにする。

### (2)見直し

・「感染症予防及びまん延防止に関する指針」は、感染対策委員会において定期的に確認し 必要に応じて、企画総務部に対し改定を進言のうえ、改定を速やかに実施する。

#### 附則

- 2021年10月1日制定
- ・2023年2月1日改定 (感染発生時の本社報告とRC委員会報告を追加、考え方を指針に改正)